

令和5年度 国の予算・制度等に関する要望

1 公共建築物等の維持管理に関する事項

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律(以下「品質法」と言う)が改正され、

第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。

(1) 品質法の趣旨の徹底と運営指導について

平成26年の品質法改正の際には、厚生労働省から「ビルメンテナンズ業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」や「建築物衛生行政の適正な運営について」の通知が発せられました。令和2年度のガイドライン改正に際しても、3年1月18日付で都道府県、市区町村に対し、趣旨徹底のための通知を発出していただきましたが、品質法の適正な運営に向けたさらなる指導(建築保全業務労務

単価の採用等)を徹底していただきたい。

(2) 厚生労働省による調査と公表について

総務省、財務省、国土交通省は毎年度、入札契約適正化法、品質法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組み状況について調査の上、結果を公表しており、今年度も国・特殊法人等・地方公共団体1931カ所を調査対象としています。

(3) 官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目の導入について

昨年5月26日、改正地球温暖化対策推進法が成立し、2050年に温暖化ガス排出を実質ゼロとする方針が明記

されました。低炭素社会の実現に資するよう、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンズ協会が認定する「エコチューニング認定制度」の事業者認定や「建築物清掃管理評価資格者(インスペクタ)」制度に基づく資格者の配置を積極的に取り入れるよう、各省庁の連携した取り組みを強化していただきたい。

2 全庁統一資格付与点数表の見直しについて

各省庁の入札参加資格である「全庁統一資格」における等級算出のための付与点数は、①前2カ年の年間平均生産・販売高実績、②自己資本額の合計、③流動比率、④営業年数、⑤設備の額の5項目で算定されますが、策定以来20年以上にわたって見直されていません。

特に、前2カ年の年間平均生産・販売高実績の配点が最高65点と高く、かつ業務の内訳が考慮されていません。90点以上がA等級、80点以上90点未満がB等級とされ、かつ、等級によって入札参加可能な予定価格がA等級は3000万円以上、B等級は1500万円以上3000万円以下とされており、結果的に大企業優位となっております。

す。さらに、障害者雇用率は厚生労働省の一部部局を除き、算定項目に入っていない

年齢者や女性・障害者の雇用パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となつていますが、ビルメンテナンズ業の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。

3 その他の制度改正

ビルメンテナンズ業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高いという特色があります。また、高齢者、女性、障害者の雇用によって社会的貢献をしております。一方、中小企業中心の業界であるため、社会保険適用拡大や最低賃金の引上げ等により、経営は大きく影響を受けております。よって、以下の制度改正について要望します。

(1) 短時間労働者の社会保険適用拡大について

令和2年6月5日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。2022年10月に100人超規模の企業まで適用し、2024年10月には50人超規模の企業まで適用することとされています。

年齢者や女性・障害者の雇用パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となつていますが、ビルメンテナンズ業の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。

を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する」としてあります。

(2) 最低賃金の引上げへの対応について

令和2年3月より障害者の法定雇用率が2.3%に引き上げられ、また、その対象企業は従業員43・5人以上に拡大されました。

(3) 障害者雇用への支援策について

令和2年3月より障害者の法定雇用率が2.3%に引き上げられ、また、その対象企業は従業員43・5人以上に拡大されました。

年齢者や女性・障害者の雇用パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となつていますが、ビルメンテナンズ業の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
引上額	27円	28円	0円	28円	31円
時間額	985円	1,013円	1,013円	1,041円	1,072円

東京都最低賃金、31円引き上げ
時間額 1,072円が発効

知っていますか？
自分の最低賃金

東京都 最低賃金
1,072円

令和4年10月1日から
31円UP

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人と雇う人のためのルールだよ！

東京都最低賃金は、都内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用されるものであり、使用者は、常用・臨時・パートタイム・アルバイト等の属性、性、国籍および年齢の区別なく労働者に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。違反した者は最低賃金法第40条に基づき50万円以下の罰金に処せられる。

なお、「精皆勤手当、通勤手当及び家族手当」「臨時に支払われる賃金(結婚手当など)」「1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)」「時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当」については、最低賃金に算入されない。

厚生労働省では、最低賃金の引き上げ等に向けた環境整備を図るため、「業務改善助成金」(コールセンターの電話番号0120-366-440)による支援や、東京労働局委託事業として「東京働き方改革推進支援センター」(電話番号0120-232-865)を開設して専門家による相談対応、出張相談会、セミナー等を実施するなどしている。

東京都最低賃金は、東京都最低賃金を31円引き上げて、時間額1072円に改正することを決定。10月1日に発効した。

これをを受けて東京労働局長は、答申内容の公示など所要の手続きを経て、東京都最低賃金の時間額を1072円と決定して9月1日に官報公示を行った。